

### 3. 南風原町立学校適正規模等検討部会設置要綱

#### 南風原町立学校適正規模等検討部会設置要綱

(設置)

第1条 南風原町立学校適正規模等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に向け基本方針の素案作成を行うため、南風原町立学校適正規模等検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項を所掌事項とする。

- (1) 基本方針の素案作成を行うこと。
- (2) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討部会は会長、副会長及び委員をもって組織し、その構成は別表第1のとおりとする。

- 2 会長は、教育部長をもって充て、会務を総理し、会議の議長として運営を務める。
- 3 副会長は、学校教育課長をもって充て、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員の任期は、前条に掲げる事務が終了するまでの期間とする。

(委員の代理出席)

第4条 検討部会の委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキング部会)

第6条 検討部会に、基本方針の素案作成について専門的事項の調査検討をするためワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会はリーダー、副リーダー及び委員を持って組織し、その構成は別表第2のとおりとする。
- 3 リーダーは、学校教育課学務班長をもって充て、会務を総理し、会議の議長として

運営を務める。

- 4 副リーダーは、教育総務課庶務班長をもって充て、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	役職等
会長	教育部長
副会長	学校教育課長
委員	経済建設部長
委員	総務部長
委員	民生部長
委員	教育総務課長
委員	生涯学習文化課長
委員	まちづくり振興課長
委員	こども課長
委員	総務課長

委員	企画財政課長
----	--------

別表第2（第6条関係）

	役職等
リーダー	学校教育課学務班長
副リーダー	教育総務課庶務統括班長
委員	学校教育課指導主事
委員	学校教育課学校教育班長
委員	教育総務課庶務班長
委員	まちづくり振興課計画・建築班長
委員	企画財政課企画統計班長
委員	企画財政課財政班長
委員	こども課子育て支援班長
委員	総務課庶務班長